

# 平成17年度財団法人紀南環境整備公社事業計画

(平成17年7月1日～平成18年3月31日まで)

## 1 基本方針

紀南地域は、一般廃棄物、産業廃棄物ともに、最終処分機能が不足しており、県外処理に依存している状況にある。

和歌山県は、和歌山県廃棄物処理計画（平成17年3月）において、「全国的な状況として廃棄物処理施設の新規立地が進まない状況であることから、県外での処理が今後も続けられるかは不透明である。県民の生活環境の保全、県内産業の発展・育成のためにも廃棄物の減量化を一層進めるとともに、県内処理の充実が必要である。」と述べ、県内を紀北地域と紀南地域に分けて検討するとしている。

紀北地域については、広域臨海環境整備センター法に基づく大阪湾フェニックス計画が進行中であり、処理対象区域に指定されている御坊日高地域以北に関しては最終処分機能の確保という点において、課題は解決している。

しかしながら、この紀南地域においては、大阪湾フェニックス計画への参加は現時点では見込めないことから、地域内に独自で最終処分機能を確保する必要がある。

本来、廃棄物処理施設の確保は、一般廃棄物については市町村において、産業廃棄物については排出事業者においてなされるべきものであるが、信頼性や建設経費の確保という点から見て、個別の市町村や事業者の取り組みだけでは限界がある。

当公社は、このような状況を打開すべく産業界、市町村及び県の三者により設立されたものであり、その使命を果たすため廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の5に基づく廃棄物処理センターの指定を受け、国等の支援も受けながら、最終処分場の早期確保に向け必要な事業を実施していく。

最終処分場の建設に要する期間は概ね5ヵ年を見込んでおり、平成17年度～平成18年度の2ヵ年で建設用地の絞り込み、平成19年度に用地買収、平成20年度～平成21年度の2ヵ年で施設の建設を行い、平成22年度には廃棄物の受入を開始することを目標とする。

また、廃棄物の資源化・減量化に関する普及啓発事業にも取り組み、地域内の最終処分量の減量化事業にも取り組む。

## 2 事業計画

### (1) 最終処分場建設用地絞り込み事業（第1段階）

紀南地域廃棄物処理促進協議会において選定した候補地群から数ヶ所程度まで候補地を絞り込む

- ・基準の作成・評価のための委員会の設置

- ・基準を作成するための調査の実施
- ・基準に基づく全候補地の評価の実施

( 2 ) 廃棄物排出処理実態の把握と施設整備計画の策定準備事業

市町村、事業者から廃棄物処理実態に関する情報を収集し、最終処分場の規模等を精査するための基礎資料を得る。

- ・市町村への一般廃棄物実態調査及びヒアリングの実施
- ・産業廃棄物実態調査の実施及びヒアリングの実施

( 3 ) 資源循環型社会構築に係る普及啓発事業

紀南地域廃棄物処理促進協議会において決定した「紀南地域の廃棄物処理に係る適正処理方針」の達成を目指し、市町村と連携し必要な事業を実施する。

- ・市町村、民間団体等が開催する各種学習会への参加
- ・説明会の開催

( 4 ) 情報発信事業

公社の事業内容、進捗状況を適宜外部に発信する。

- ・ホームページの開設
- ・市町村広報誌への掲載

( 5 ) その他

環境大臣から廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の5に基づく廃棄物処理センターの指定を受ける。